

平成23年第5回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

平成23年6月9日（木曜日）午前10時開議

議案上程（説明）

- 第 1 報告第 5号 専決処分事項の報告について
- 第 2 報告第 6号 継続費繰越計算書の報告について
- 第 3 報告第 7号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 4 報告第 8号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第 9号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第10号 事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第11号 事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 8 報告第12号 事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 9 報告第13号 事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第10 議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第11 議案第45号 財産の処分について
- 第12 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 第14 議案第48号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正について
- 第15 議案第49号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第2号
- 第16 議案第50号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号
- 第17 議案第51号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号
- 第18 議案第52号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号
- 第19 議案第53号 平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	池田茂碁君	建設課長	照井智則君
会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君	農業委員会 委員長	渡邊調君
農業委員会 事務局 局長	渋谷新一君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	教育次長兼 教育総務課長	須田喬君
教育施設課長	梅山正之君	生涯学習課長	小林宏和君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎報告第5号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第1、報告第5号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 報告第5号、専決処分の内容について説明をいたします。2ページ、専決処分書をお願いいたします。

2月18日の美郷町安城寺字柳原地内の一里塚において発生した車両損壊事故について、5月25日に示談が成立。同日専決処分をしたので報告するものでございます。

相手方は美郷町*****の*****で、事故の概要は一里塚の木の枝に積もった雪の塊が隣地に駐車していた車両に落下し損壊を与えたものでございます。5月25日に3の損害賠償額及び和解の要旨に記載のとおり賠償額10万円で示談が成立してございます。

なお、損害賠償額のうち保険の査定が車両価格の2分の1ということで4万7,000円であり、今回の補正予算の歳出に賠償額10万円、歳入に保険金収入4万7,000円を計上してございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで報告第5号の説明が終わりました。

◎報告第6号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第2、報告第6号 継続費繰越計算書の報告についてを上程いたします。報告を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(高橋 薫君) 報告第6号についてご説明いたします。

平成22年度継続費について、繰越計算書を調製したので報告するものです。4ページでございます。8款4項都市計画費防災行政無線整備事業で、平成20年度から平成23年度までの継続事業ですが、平成22年度予算現額5,112万8,000円のうち平成22年度支出済額5,086万2,000円で、残額の26万6,000円を翌年度に通次繰越したものです。10款3項中学校費統合中学校増築事業で平成22年度から平成23年度までの継続事業ですが、平成22年度予算現額3億9,956万円のうち平成22年度支出済額3億9,652万3,890円で、残額の303万6,110円を翌年度に通次繰越したものです。以上です。

○議長(高橋 猛君) これで報告第6号の説明が終わりました。

◎報告第7号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第3、報告第7号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。報告を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(高橋 薫君) 報告第7号についてご説明いたします。

平成22年度繰越明許費について、繰越計算書を調製したので報告するものです。6ページ、7ページでございます。

平成23年第1回、第3回、第4回美郷町議会において議決、承認いただきました15件の繰越明許費でありまして、金額総計並びに翌年度繰越額総計とも4億8,910万4,000円であります。財源内訳の既収入特定財源8万5,000円については地方債であり、10万円未満の端数記載については当該年度に措置することになっているため借り入れしたものです。未収入特定財源の国庫支出金2億6,549万円についてはきめ細かな交付金、光をそそぐ交付金及び社会資本整備総合交付金であり、県支出金2,040万3,000円については子ども手当システム改修費補助金、農業生産施設等復旧対策事業費補助金であります。地方債1億4,100万円については合併特例債、過疎対策債となっております。以上です。

○議長(高橋 猛君) これで、報告第7号の説明が終わりました。

◎報告第8号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第4、報告第8号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 報告第8号についてご説明いたします。

3月31日付で専決処分いたしました平成22年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第6号の繰越明許費について繰越計算書を調製したので報告するものです。10ページをお願いいたします。

1款3項の簡易水道整備事業について200万円を翌年度に繰り越したもので、財源は一般財源です。これは予定していた千畑中央地区の揚水試験が豪雪と東日本大震災により発注を見合わせたことによるものです。以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで報告第8号の説明が終わりました。

◎報告第9号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第5、報告第9号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 報告第9号についてご説明いたします。

3月31日付で専決処分いたしました平成22年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第5号の繰越明許費について、繰越計算書を調製したので報告するものでございます。12ページをお願いいたします。

1款3項の流域下水道建設事業費負担金について36万2,000円を翌年度に繰り越したもので、財源は地方債と一般財源です。これは流域下水道事業大曲処理区の本管敷設工事において関係機関との協議に日数を要したため繰越明許費としたものでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで報告第9号の説明が終わりました。

◎報告第10号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第6、報告第10号 事故繰越し繰越計算書の報告についてを上程いたします。報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 報告第10号についてご説明いたします。

平成22年度事故繰越しについて、繰越計算書を調製したので報告するものです。14ページをご覧ください。

事故繰越しにつきましては、東日本大震災により資材調達が困難となり年度内完成が見込めない事業のうち既に契約が済んでいる事業について事故繰越しとしたものであります。2款1項総務管理費の地域活性化きめ細かな臨時交付金事業である十文字地内線並びに若林南荒井2号線の改良舗装工事、寺田線補修工事、道路案内看板表示補修工事の4件で、翌年度繰越額1,251万7,850円、7款1項商工費のあったか山露天ぶろ柱交換工事で翌年度繰越額8万8,200円、8款6項住宅費の小安門住宅浴室防水工事で翌年度繰越額190万500円となっております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで報告第10号の説明が終わりました。

◎報告第11号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第7、報告第11号 事故繰越し繰越計算書の報告についてを上程いたします。報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 報告第11号についてご説明いたします。

平成22年度美郷町簡易水道事業特別会計の事故繰越しについて、繰越計算書を調製したので報告するものでございます。16ページをお願いいたします。

1款2項施設管理費の千畑中央地区第2排水池防水補修工事ですが、東日本大震災により資材調達が困難となり、年度内完成が見込めないため事故繰越しとしたもので123万9,000円を翌年度に繰り越したもので、財源は一般財源でございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで報告第11号の説明が終わりました。

◎報告第12号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第8、報告第12号 事故繰越し繰越計算書の報告についてを上程いたします。報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 報告第12号についてご説明いたします。

平成22年度美郷町下水道事業特別会計の事故繰越しについて、繰越計算書を調製したので報告するものです。18ページをお願いいたします。

1款2項施設管理費の下水道真空ポンプ場ポンプ等オーバーホール工事ですが、東日本大震災によりポンプ類の調達が困難となり、年度内完成が見込めないため事故繰越しとしたもので236万2,500円を翌年度に繰り越したものです。なお、財源は一般財源でございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで報告第12号の説明が終わりました。

◎報告第13号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第9、報告第13号 事故繰越し繰越計算書の報告についてを上程いたします。報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 報告第13号についてご説明いたします。

平成22年度美郷町農業集落排水事業特別会計の事故繰越しについて、繰越計算書を調製したので報告するものでございます。20ページをお願いいたします。

1款2項施設管理費の本堂地区農業集落排水終末処理場原水ポンプ取りかえ修繕工事ですが、東日本大震災によりポンプ類の調達が困難となり、年度内完成が見込めないため事故繰越しとし、61万9,500円を翌年度に繰り越したもので、財源は一般財源でございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで報告第13号の説明が終わりました。

◎議案第44号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ

いてを上程いたします。議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長(松田知己君) 現在、人権擁護委員であります戸沢明人氏は平成20年10月1日に人権擁護委員に就任され、以降啓発活動や多くの方々の人権問題に取り組んでこられ、問題解決に熱意を持って活動されており、今後も地域の実情に応じた活動が期待されます。このため、委員候補として法務大臣に推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋 猛君) これで議案第44号の説明が終わりました。

◎議案第45号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第11、議案第45号 財産の処分についてを上程いたします。議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 議案第45号 財産の処分について説明いたします。議案資料集1ページから7ページに普通財産売買契約書(案)を掲載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

美郷町鍵田字馬町114番地29の旧秋田県総合保健事業団跡地の町有地1,240.96平方メートルと建物、事務所兼作業場、それから作業場の2棟を提案理由にありますように商工業の振興及び雇用の維持拡大の目的で美郷町天神堂字松ノ木のみさとマーク株式会社に1,444万2,921円で売り渡すものでございます。

美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。なお、本契約につきましては6月1日に双方協議が調い、議案資料集1ページから7ページの普通財産売買契約書(案)のとおり仮契約をしてございます。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) これで議案第45号の説明が終わりました。

◎議案第46号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第46号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。
議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第46号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。契約書の案は議案資料集8ページ、入札執行の詳細については9ページに掲載しておりますのであわせてごらんいただきたいと思います。

提案理由ですが、平成24年度開校予定の統合中学校としての美郷中学校、現六郷中学校の外構工事について一般競争入札の結果、6,982万5,000円で美郷町土崎のはりま建設株式会社に落札となりましたので、契約に当たり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。なお、本工事の工期は議決後の着工、完成が平成23年11月30日であります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第46号の説明が終わりました。

◎議案第47号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第47号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。
議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第47号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。契約書案は議案資料集10ページ、入札執行の詳細については11ページに掲載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

提案理由ですが、平成24年度開校予定の統合中学校としての美郷中学校、現六郷中学校のテニスコート整備工事について、一般競争入札の結果5,239万5,000円で大仙市大曲西根の秋田振興建設株式会社に落札となりましたので、契約に当たり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

本工事の工期は議決後の着工、完成が平成23年11月30日であります。なお、本契約の入札に当たり議案資料集の11ページ、入札執行状況説明書の中段「入札調書」の5行目の調査基準価格C欄

でございますが、これより入札価格が下回ったことにより開札終了後調査を行ったところでございます。提出されました見積内訳明細書により失格判断基準調査を実施しましたが、失格基準に該当しないものと判定されたため、美郷町低入札価格調査取扱要綱の規定により最低価格入札者である秋田振興建設株式会社を落札者と決定したものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第47号の説明が終わりました。

◎議案第48号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第48号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正についてを上程いたします。議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（池田茂基君） それでは、議案第48号についてご説明申し上げます。30ページをごらんください。

美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正でございます。これは本条例第9条の供用日時及び使用料に関連する別表において、利用時間及び利用期間を明確に規定していない部分、また実態にそぐわない部分についての改正並びに現在有料となっておりますスキー場リフトの使用料を無料とする改正の審議をお願いするものでございます。

具体的には、時間指定されていなかったふれあいの森電源使用、芝生広場、多目的グラウンド、その他施設の時間区分を明記したこと、それからふれあいの森バンガロー、同電源使用、毛布、寝袋の貸し賃などは冬期間以外の4月から11月を利用できる期間として規定したものでございます。

次に、スキー場の無料化の部分でございますが、スキー場につきましては平成20年3月に町財政と受益者負担の原則を考慮し簡易リフト使用を有料化したところでございますが、実際に適用しようとしたそのシーズンでは地域経済の停滞により個人消費が極端に落ち込む中で有料化を実施することはかえって利用者の減少を招き、健康増進やレクリエーション施設としての有効利用が図られないこと、また利用料の徴収経費を考えた場合に当時の利用者のもとではかえって経費がかかり増しするという判断から平成20年度、平成21年度、平成22年度の3年間、すべての利用者の利用料を免除してまいりました。その結果、3年間の状況を見てみますと年間の平均

利用者数は約5,500人、うち有料の利用者数は約3,800人ほどでほぼ横ばいから微減という傾向にある。そういったことから、状況は好転しないということが認められたところでございます。よって、これまでのような暫定的な措置としてのリフト利用料の免除ということではなく、無料施設としてスキー場を解放し、広く施設を皆さんに利用していただくこととするための改正でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第48号の説明が終わりました。

◎議案49号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案第49号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第2号を上程いたします。議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第49号 平成23年度一般会計補正予算第2号について説明します。40ページをお願いします。

第2表地方債補正ですが、限度額を変更するもので、合併特例債の限度額を4,500万円、過疎対策事業債の限度額を2億9,030万円、それぞれ追加するものです。詳細につきましては、歳入により説明いたします。

続いて43ページをお願いいたします。歳入でございます。9款1項1目の地方交付税ですが、今回の補正財源として不足分を普通交付税で対応しております。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 12款2項2目1節の生活環境手数料ですが、理容所の開設許可申請が1件ありましたので手数料の増額補正をお願いするものであります。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 13款2項3目2節であります。昨年までの子宮頸がんや乳がんといった女性のみを対象といたしました無料クーポン券によります女性特有がん検診事業のほか、本年度より男女を問わず40、45、50、55、60歳の者を対象といたしました大腸がん検診に対する無料クーポン券事業が新たに加わったことによりまして事業名称の変更に伴う組み替えを行うものであります。

14款2項2目2節につきましては、認知症高齢者の方がご利用されますグループホームに対するスプリンクラー、自動火災報知設備、消防署への非常通報装置の設置費用に対する県補助金であ

ります。当該補助制度は平成22年度、23年度の2カ年限りでありまして、補助率は10分の10です。町内に8施設ございますグループホームのうち、既に整備済みの1施設を除く7施設分について計上しております。続きまして、3目1節であります。平成23年度より県が行うがん対策の一環として40歳及び50歳の者に対しまして無料クーポン券による胃がん検診に対する補助であります。補助率は同じく10分の10、集団検診方式により実施する予定であります。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 続きまして、7目4節の小学校費補助金153万円でございますが、これは千屋小と御田小との交流にかかわる事業において県主催事業の秋田発子ども双方向交流プロジェクト補助金の採択を受けたことにかかわる補正でございます。

○総務課長（小原正彦君） 続きまして、44ページでございます。15款2項1目1節不動産売払収入は議案45号で提案しております美郷町鏑田字馬町旧秋田県総合保健事業団跡地の土地、建物の売り払い収入を計上しております。

16款1項1目1節一般寄附金でございますが、こちらは秋銀、YMCAより東日本大震災の被災地への職員派遣等々の出向ボランティアの活動費として活用してほしい旨の寄附がございました。10万円の計上でございます。

次に19款5項5目1節雑入の三つ目の保険料受入金でございますが、こちらは報告第5号で専決処分の報告をした畑屋地区一里塚の車両損壊事故に伴う保険料でございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして、同じく1節総合検診料につきましてご説明申し上げます。大腸がん及び胃がん検診の無料クーポン券によります実施に伴いまして、早朝総合検診において受診済みの方から徴収いたしました自己負担分を返還することに伴う減額でございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 同じく、2行目の資源化物売却収入ですが、古紙類の売却単価の上昇から増収が見込まれるため増額補正をお願いするものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 20款町債です。1項1目2節情報通信基盤整備事業債ですが、光ファイバー網を整備するための財源として過疎対策事業債を充当するものです。7目1節教育施設整備事業債ですが、学友館の展示室改修に伴う財源として合併特例債を充当するものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 次に、46ページ、歳出について順次説明をまいります。初めに、各款項目の2節、3節、4節の人件費について私の方から一括して説明をさせていただきます。

1款議会費、2款総務管理費のうち、町長、副町長、それから10款教育費の教育長、いわゆる特別職については3節職員手当の期末手当につきまして5月臨時議会において率改定をされた分を

減額するものでございます。100分の5カ月分の減額ということでございます。

次に一般職についてでございますが、2節給料は職員採用によるものが526万2,000円の増、人事異動等によるものが178万9,000円の減で、給料の補正額が347万3,000円の増となります。3節職員手当については期末勤勉手当の率の改定によるものが394万9,000円の減、職員採用によるものが131万3,000円の増、人事異動等によるものが105万9,000円の減で、職員手当等の補正額の合計は369万5,000円の減となります。4節共済費につきましては、共済組合負担金の率改訂によるものでございます。

人件費の概要は以上でございますので、以降、各款項目の人件費の説明は省略をさせていただきます。

次に1款1項1目9節及び19節でございます。こちらは東日本大震災等により本年度の議員研修を取りやめたことによる減額でございます。2款1項1目19節職員研修、行政視察等負担金は人事異動により水道技術者資格取得のための特別研修を実施したく、その研修費の追加をお願いするものでございます。縣市町村互助会負担金は互助会の率の改訂による減額でございます。22節賠償金は報告第5号で専決処分の報告をした畑屋地区一里塚の車両損壊事故に伴う賠償金でございます。5目13節登記事務委託料は旧保健事業団跡地の町有地をみさとマーク株式会社に売却することに伴う分筆登記等の委託料でございます。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 6目企画費19節の秋田県日韓親善協会費でございますが、これは日韓両国の相互理解の増進等を目的とした同協会が4月23日に設立され、本町も入会したことから、今年度の会費を計上したものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 7目電子計算費ですが、市内局番82、83局の管内につきまして光ファイバー網を敷設工事を実施する経費を計上しております。光ブロードバンドサービスの提供方法は町で光ファイバー網を整備し、町から通信事業者へ光ファイバー網を貸し付け、維持管理を委託するというIRU方式を予定してございます。13節に設計管理費、14節に電柱地中管の使用料、15節に光ファイバー敷設工事費を計上しております。そのほか、14節の事務機借上料は庁舎内の課の配置がえに伴うコピー機の予算組み替えによるものでございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 続きまして、11目19節負担金補助及び交付金でございますが、千屋小と御田小との交流にかかわる事業において県が主催する秋田発子ども双方向交流プロジェクト事業の補助金採択を受けたことに伴い、町単独で予算措置しておりました10万円を減額し、県補助金同額153万1,000円を予算措置するものです。

○生涯学習課長（小林宏和君） 続きまして、12目13節でございます。学友館展示室改修工事の設計と現場を管理します委託費を補正してございます。

次のページをお願いいたします。一番上でございます。15節学友館展示室改修工事につきまして、物置等内部改修を行いまして展示スペースを拡大するものでございます。現在224平方メートルのものを64平方メートル増設いたします。それから収蔵部分ですが、現在96平方メートルですが28平方メートルを増築いたします。あわせて内装、展示空調設備、それから照明設備等の各種改修工事に要する経費を計上してございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 3項1目戸籍住民基本台帳費の9節旅費ですが、外国人の住民基本台帳への記載とシステム運用等が平成24年度から行われることに伴いまして、住基法改正及びシステム運用等の研修のための旅費の補正をお願いするものでございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 50ページをお開きください。3款1項3目19節でございます。歳入でご説明いたしましたグループホーム7施設にかかりますスプリンクラー等の歳出であります。続きまして4目23節であります。これは過年度の老人保健医療費の過誤調整に伴う精算分です。

○建設課長（照井智則君） 2項4目11節でございます。これは豪雪による公園施設の修繕が必要なたため笹巻児童遊園地の修繕料といたしまして10万円を計上してございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 加えまして、保育園の遊具施設の点検結果によります遊具の修繕をお願いするものでございます。続きまして13節委託料でございますが、需用費と同じく遊具施設の点検結果によりまして解体を必要とする遊具の撤去費の補正をお願いするものでございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 続きまして14節使用料及び賃借料についてですが、教育委員会内の課の再編に伴います事務機台数減に伴う16万1,000円の減額でございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 51ページをお願いいたします。5目子育て支援費13節委託料でございます。放課後児童クラブの申し込み実績によりましてバスの運行回数がふえたことに伴い増額補正をお願いするものでございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして4款1項2目11節の印刷製本費、専用消耗品費及び12節通信運搬費につきましては大腸がん及び胃がん検診の無料クーポン券の印刷、あて名ラベルの購入、検診結果の発送のための費用であります。そのほか、11節医薬材料費及び13節予防接種委託料につきましては乳幼児にかかります定期接種のうち個別接種により行っておりますBCG、

三種及び二種混合、日本脳炎につきましてワクチンの購入費用と手技料につきまして別々に支払っておりましたが、このたび医師会との合意が得られ行政の事務負担の軽減も図ることができることから医療機関への委託料として一本化することに伴う組み替えであります。

○**住民生活課長（鈴木 隆君）** 3目環境衛生費でございます。52ページをお願いいたします。11節需用費ですが、県から権限移譲されました美容所の開設許可に伴う検査において、照度を測定するデジタル照度計が必要なため購入費の補正をお願いするものでございます。2項1目清掃費の15節工事請負費ですが、旧仙南消防分署や合同事務所、自転車置き場等の解体予定に伴い南行政センター敷地内保守ステーションの移設が必要となりその工事費と、役場庁舎西側に古紙ステーションを設置するための工事費の補正をお願いするものでございます。

○**建設課長（照井智則君）** 3項1目28節繰出金は職員の人事異動等に伴う簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

○**生涯学習課長（小林宏和君）** 続きまして、53ページをお願いいたします。上の方でございます。6款1項3目15節ふれあいセンターでございます。電気保安協会の設備点検におきましてセンターへ引き込みしております受電電圧の開閉器が設置後10年を経過しておりまして、取りかえが必要であると指摘を受けております。そのため今回対応するものでございます。

○**建設課長（照井智則君）** 同じく、8目農村整備費28節は職員手当の調整に伴い農業集落排水事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

○**商工観光交流課長（池田茂基君）** それでは、7款1項2目でございますが、商工振興費19節のうち空き店舗対策事業補助金は、当初企業支援室を含む3店舗分の予算を計上しておりましたが、新たな利用者が見込まれることから追加で計上をお願いするものでございます。その下でございますが、町所有工場等取得促進助成金は町が所有する工場、事務所等を取得して事業を営み、同時に雇用も行う場合、要綱制度により上限額の範囲内においてその建物、土地、設備の取得費用の10分の1の助成金交付をすることといたしたく、このたびこの対象に議案第45号で財産を取得する町内の会社、旧県南検診センターを取得する町内の会社、企業が該当する見込みであることから所要の費用を計上したものでございます。

次のページをお願いします。3目観光費15節工事請負費でございますけれども、雁の里山本公園内のバンガローやキャンプ場のあるふれあいの森に隣接して土地改良区の農業用ため池がございます。ここに転落などの事故を防止するため紅白のガードパイプを設置しておりましたけれども、老朽化と豪雪による破損が激しく防護さくとしての用に供することができない状態にあるこ

とから、つけかえ工事を実施いたしたく所要の費用を計上しているものでございます。

次に4目温泉施設費の12節役務費の手数料ですけれども、特許庁に対するゆとびあ雁の里温泉の商標権更新登録申請に要する手数料を計上しているものでございます。15節ですが、これは千畑複合温泉内サンスポーツランド室内プールの水温を一定に保つ熱交換器が老朽化により破損し、熱交換効率の低下や漏水も見受けられることから取りかえ工事を行うこととし、その費用を計上したものでございます。19節ですが、19節は美郷町社会福祉協議会からゆとびあ雁の里温泉に派遣されている職員にかかる健康保険料率が改訂されたことにより増額分を計上したものでございます。

○建設課長（照井智則君） 続きまして55ページをお願いいたします。8款2項2目7節賃金13節委託料は草刈りの作業賃金を減額し、草刈り作業を委託するために予算の組み替えを行うものでございます。15節工事請負費はことし1月の豪雪による道路修繕が必要なため補正をお願いするもので、舗装補修工事2路線、路肩保護工事1路線の工事経費でございます。18節備品購入費は当初予算に除雪トラック7トン車1台の予算計上をしておりましたが、東日本大震災の影響により購入価格が引き上げられたため不足と見込まれる額の補正をお願いするものでございます。27節公課費は4トンダンプ1台の自動車重量税でございます。

次に4目13節及び15節は飯詰地内の厨川にかかる藤原橋の補修のための経費でございます。4項2目11節はことし1月の豪雪による公園施設の修繕が必要なため補正をお願いするもので、仏沢公園及びカントリーパークの木柵修繕、町民の森の施設修繕、一本杉児童公園のフェンス修繕のための経費でございます。

次のページをお願いいたします。15節工事費は豪雪による公園施設の復旧が必要なため補正をお願いするもので、町民の森のあずまや1棟の解体及び公園内の樹木及び木柵の復旧に要する経費でございます。5項1目下水道費でございます。28節は職員の人事異動により職員手当等を調整する必要が生じたため、下水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。6項1目住宅管理費15節は東日本大震災により野荒町公営住宅に設置していた50人槽の合併処理浄化槽に亀裂が入り使用不能となったため、農業集落排水施設への12戸分の加入接続工事及び既存の浄化槽の埋設経費でございます。19節負担金は野荒町住宅12戸の野荒町地区農業集落排水接続への加入負担金でございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 9款1項3目消防施設費の16節原材料費でございますが、六郷地区に敷設されております防火水道管の修繕時に必要な異種継手は特注品であるため、納入まで1

カ月半程度要します。このため、事前に確保しておく必要があり4個分の購入費の補正をお願いするものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 同じく5目災害対策費でございます。3節の時間外勤務手当につきましては職員の災害派遣時の時間外勤務手当分でございます。11節の三つ目でございます専用消耗品は防災用のベストの購入費用で、15着を予定してございます。なお、時間外勤務手当と防災用ベストの財源につきましては秋銀YMC Aの寄附金10万円を活用させていただいております。11節燃料費光熱水費、12節手数料、13節浄化槽清掃管理委託料は避難所として開設している旧六郷東根小学校の管理費用を計上しているところでございます。14節施設使用料は現在美郷町に避難されている方々が18人ほどおられます。この方々に温泉の利用をさせていただいているところであり、その使用料を計上しているところでございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 続きまして、10款教育費1項教育総務費2目事務局費8節報償費でございますが、来年度開校する美郷町の校章作成にかかわる採用デザイン応募者への記念品として2万円の補正でございます。続きまして、4節共済費でございますが、学校生活支援員17名の保険料率改訂により社会保険料2万7,000円の増額補正でございます。続きまして次のページでございます。4節共済費ですが、臨時学校校務員1名追加採用に伴う社会保険料18万7,000円でございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 11節需用費修繕料でございます。遊具の点検結果により町内6校分の遊具の修繕を要することになりまして、その補正をお願いするものでございます。続きまして4項1目幼稚園費11節需用費でございますが、こちらも遊具施設の点検結果により遊具の修繕をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（小林宏和君） 59ページをお願いいたします。2目図書館費であります。図書の登録作業の効率化を図るため図書システムのプログラム修正に要する委託料を計上してございます。下の段でございます。6項2目15節、8月開催予定のインターハイ自転車競技を控えてございますが、トレセン美郷の駐車場に万全を期したく工事費を計上してございます。同じく18節乗用草刈り機械を有効に使用するため軽トラへの積載用ブリッジを購入したく計上してございます。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第49号の説明が終わりました。

ここで10分間、休憩します。

（午前10時57分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時08分）

◎議案第50号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第16、議案第50号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号を上程いたします。議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びの内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） では、議案第50号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。議案資料集12ページ、13ページをあわせてごらんください。

まず、今回の補正の概略につきましてご説明申し上げます。平成22年度の医療費の給付実績につきましては、対前年度比3.4%の増となる見込みであります。また、この冬の豪雪等の影響による医療費等の減少も見られず、むしろ前年度を上回っている状況でありましたことから、本年度につきましても医療費は増加するものとの予測に変化はないものにとらえております。一方で、豪雪や震災等の影響による厳しい経済状況、平成22年の農業所得の減少等がみられ、引き続き厳しい状況にございます。このような環境を踏まえ、平成23年度につきましては国民健康保険税の上昇を抑え税率を据え置くこととし、そのための財源といたしまして平成22年度の特定検診の受診率が対前年度比約16%アップするなど、美郷町の皆様の健康に対する意識の向上の成果として22年度予算の予測を下回ることで生じる見込みとなった前年度繰越金から約1億円を国民健康保険税に充当する予算が主な内容であります。

それでは、議案71ページをお開きください。初めに歳入についてであります。1款1項1目1節医療給付費分8,166万円を、2節後期高齢者支援金分1,650万3,000円を、3節介護納付金分を861万円にかかる現年課税分をそれぞれ減額するものです。2目1節医療給付費分47万9,000円を、2節後期高齢者支援金分36万1,000円を加え、3節介護納付金分195万7,000円を減額するものです。4款1項1目1節は退職者分の医療費の補助金を増額するものです。

72ページをお開きください。10款1項2目1節は前年度繰越金として1億1,499万9,000円を計

上いたしました。

続きまして、73ページをごらんください。次に歳出であります。12款1項1目、これは税に充当した前年度繰越金の残り822万6,000円を計上しておるものでございます。国民健康保険特別会計の補正は以上であります。なお、この補正予算案につきましては5月30日に開催いたしました国民健康保険運営協議会におきまして承認されたものでありますことをあわせてご報告申し上げます。以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第50号の説明が終わりました。

◎議案第51号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第17、議案第51号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第51号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

初めに82ページ、歳出をお願いいたします。歳出1款1項1目一般管理費ですが、職員の人事異動により職員手当等を調整する必要が生じたため、2節、3節、4節、19節の必要額をそれぞれ増額するものでございます。

次に81ページ、歳入をお願いいたします。歳入5款1項1目ですが、これらの財源とするため一般会計から499万6,000円を繰り入れるものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第51号の説明が終わりました。

◎議案第52号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第18、議案第52号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第52号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号に

ついでご説明いたします。

初めに94ページ、歳出をお願いいたします。歳出1款1項1目一般管理費ですが、3節、4節は職員手当等を調整する必要があるため減額するものでございます。

次に93ページ、歳入をお願いいたします。歳入3款1項1目ですが、歳出の減額に伴い一般会計からの繰入金を3万5,000円減額するものでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで議案第52号の説明が終わりました。

◎議案第53号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第19、議案第53号 平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第53号 平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

初めに106ページ、歳出をお願いいたします。歳出1款1項1目一般管理費ですが、3節、4節は職員手当等を調整する必要があるため減額するものでございます。

次に105ページ、歳入をお願いいたします。歳入4款1項1目ですが、歳出の減額に伴い一般会計からの繰入金を6万5,000円減額するものでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで議案第53号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす、午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時20分）